

平成19年度 第4回
千葉市自転車等駐車対策協議会

平成20年3月26日（水）

千葉市建設局土木部維持管理課

平成19年度第4回千葉市自転車等駐車対策協議会

日 時 平成20年3月26日（水）

午後1時30分から

場 所 千葉市中央コミュニティセンター

5階 53講習室

次 第

1 開 会

2 土木部長挨拶

3 会長挨拶

4 議 題

（1）自転車等駐車場の指定について

（2）自転車等放置禁止区域の指定について

5 報告事項

（1）千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画（案）に対するパブリックコメントの実施
結果について

（2）千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定について

6 閉 会

午後 1時30分 開会

【事務局】 ただいまから「平成19年度第4回千葉市自転車等駐車対策協議会」を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議に入ります前に、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第17条第6号」により、委員の過半数が出席しておりますので、本協議会は成立しておりますことを報告させていただきます。

また、本日の会議は公開といたします。

会議に先立ちまして、土木部長の井上よりご挨拶を申し上げます。

【井上部長】 土木部長の井上でございます。

千葉市自転車等駐車対策協議会の委員の皆様は、日ごろより千葉市政に対しましてご支援とご協力を賜りましてきたことをお礼申し上げます。

さて、自転車等の駐車対策に関する総合計画につきまして、皆様からいただきました意見を踏まえて最終案をお示ししまして、2月にパブリックコメントを実施いたしました。その中で、5名の方から12項目にわたる意見を頂戴いたしまして、それら内容を検討したところ修正する必要があるということで、現在、手続きを進めているところでございます。

平成20年度からは、総合計画の各施策に基づきまして、鉄道事業者をはじめとする関係機関との協力関係のもとで、効率的かつ効果的な駐車対策を実施していきたいと考えておりますので、引き続きご協力のほどお願い申し上げます。

なお、自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定に当たりましては、委員の皆様方に様々な分野やお立場からご意見を頂きましたことをここにお礼を申し上げます。

どうもありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

本日も出席の委員の皆様方並びに事務局職員につきましては、お手元にお配りしております名簿、席次表のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、榛澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

【榛澤会長】 皆さんこんにちは。年度末のお忙しい中、当協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

先ほど部長さんからお話しがございましたように、前回は、この「千葉市自転車等の駐車対

策に関する総合計画」に皆さん方からご意見をいただきました。平成20年度には実施に入るわけですが、それぞれの立場から皆さん方ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

また、早期に解決しなくてはならないことがあると思いますが、それも皆さん方のご協力を頂戴しながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくご協力をお願ひいたします。

簡単ですがごあいさついたします。

【事務局】 ありがとうございます。

議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願ひいたします。

本日の会議次第でございます。本日の議題、「自転車等駐車場の指定について」と「自転車等放置禁止区域の指定について」の資料と報告事項の「自転車等の駐車対策に関する総合計画(案)に対するパブリックコメント手続の実施結果について」の(参考資料)「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画(案)の一部内容の修正について」です。

以上でございます。よろしいでしょうか。

【榛澤会長】 規定により議長を務めさせていただきます。皆さん方の忌憚のないご意見をよろしくお願ひいたします。

また、不慣れではございますが、議事を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議に入ります前に委員の変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

千葉市警察部参事官兼総務課長の中島保夫委員でございます。

【中島委員】 中島です。よろしくお願いいたします。

【榛澤会長】 中島委員は、今満委員の後任として当協議会の委員となりました。今後とも警察機関としてご意見を伺わせたいと思います。どうぞよろしくご協力をお願ひします。

それでは、会議次第に従いまして進行させていただきます。

議事に入ります前に、議事録署名人を指名したいと思います。千葉都市モノレール株式会社の長谷川委員と、千葉市町内自治会連絡協議会の佐藤委員にお願ひいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、「議題1. 自転車等の駐車場の指定について」と、「議題2. 自転車等放置禁止区域の指定について」は関連していますので一括して進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【榛澤会長】 では、事務局よりご説明よろしくお願ひいたします。

【事務局】 佐野と申します。 お手元の資料1と資料2によりご説明いたします。

まず、資料1の「自転車等駐車場の指定について」をご覧ください。

今回、スポーツセンター駅第2自転車駐車場を整備いたしました。収容台数は177台で、4月1日より指定自転車駐車場として供用開始いたします。

続きまして、資料2をご覧ください。

「自転車等放置禁止区域の指定について」でございます。

JR新検見川駅周辺、JR千葉駅周辺、JR蘇我駅周辺、京成稲毛駅周辺の計4駅周辺です。

2ページ目の新検見川駅周辺の図をご覧ください。赤色で示している区域が、今回、自転車等放置禁止区域として拡大しようとしているところでございます。

この区域は、自転車等駐車対策の総合計画で拡大区域として位置づけておりましたが、放置自転車の状況を勘案して早期の指定をすべきという判断したものであります。

続きまして、JR千葉駅周辺の図をご覧ください。

JR千葉駅周辺で、既に指定されている区域の沿線部ということで赤色で示しております。千葉駅周辺につきましても、現在の放置自転車の状況を勘案して、必要な区域について拡大しようとしているものであります。

具体的には、西口です。放置自転車等も多く、これに係る要望も増大してきておりますので、撤去強化をしていくためのものです。

続きまして、JR蘇我駅周辺の図をご覧ください。具体的には、本年度整備し、指定自転車駐車場に指定します図面上段の中央部にあります第7自転車駐車場周辺と、図面左下あたりの第8、第9自転車駐車場周辺と、既設ではありますが、第3自転車駐車場の周辺です。新しく整備したことによる指定と撤去の強化ということで、区域を拡大するものです。

続きまして、京成稲毛駅周辺の図をご覧ください。

京成稲毛駅第2自転車駐車場と、第3自転車駐車場を4月1日から指定自転車駐車場とします。これで、これにあわせ範囲で拡大するものです。新検見川駅の際にご説明しましたが、この駅周辺も総合計画のなかで拡大していく区域として位置づけていたものです。

議題2「自転車等放置禁止区域の指定について」の説明でした。

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

説明がありましたとおり、自転車等駐車場に関する整備をし、適正に利用するために放置禁止区域を指定するものでございます。

また、利用者には駅周辺の公共の場所である道路に自転車を放置しないようにしてほしいも

のだと思っております。

事務局には、これらのことを市民の皆様方に理解していただくよう、ご努力十分お願いいたします。

ここで委員の皆さんからご意見を伺いたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

【飯島委員】 蘇我の区域は、当然だと思うんですが、蘇我駅の終点方の橋の上の道路上を放置禁止区域に指定したということによろしいんですよね。

【事務局】 はい。

【飯島委員】 今井弧線橋の上と下と、そういうことですかね。

【事務局】 そうです。

【飯島委員】 わかりました。はい、ありがとうございます。

【榛澤会長】 確認でございますね。

【飯島委員】 はい。

【榛澤会長】 ほかにございますか。

ございませんようでしたら、これでお認めいただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

議題は以上です。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画（案）に対するパブリックコメント実施結果について」と、「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画策定について」、これも一括して説明していただきます。

事務局よろしくお願いいたします。

【事務局】 では、お手元の資料3をお開きいただけますでしょうか。

報告事項1.「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画（案）に対するパブリックコメント手続の実施結果について」です。

先般ご案内しましたように、2月1日から2月29日までの1カ月間、総合計画（案）についてパブリックコメントを行いました。その結果、5名の方から意見が提示され、意見総数としては12件という結果になりました。

その1枚目の「4. 項目別意見数」をご覧くださいます。意見を大きく四つに分類しております。

一つ目が、「駐輪場の確保」に関する意見で、駐輪場の設置箇所に関してが2件。次に、鎌取駅周辺ということで、具体的な地区を特定した上での自転車駐車場の整備・管理運営についてということで6件です。

次に(2)番目、「放置自転車等の撤去」に関し、その撤去の評価については1件。「利用マナーの向上」、「自転車等の放置防止に関する取り組み」ということで1件いただいております。

(4)「その他」で、直接この総合計画に関することではありませんが、意見ということで掲載しましたが、自転車の歩行走行の危険性ということで、1件、次に電気バイク（電動バイク）の導入促進についてというものが1件ございました。

結論から申し上げますと、「計画案の修正」は、この意見によって変更、もしくは修正が必要な事項はないという判断をさせていただいております。ただし、既に総合計画（案）の中で盛り込んでいる考え方もしくは内容に関連する意見はございました。

次のページをお開きください。その意見の具体的な内容が書かれております。

6番の「意見の要旨及び市の考え方」ということで、先ほどの分類に基づいて細かく書かれております。

表の一番右側の列をご覧頂きたいんですが、「対応の分類」ということで表の頭のところに書かれております。大きく三つに分別しておりまして、盛り込み済みもしくは盛り込み予定のもの、それから今後検討を要するもの、次に反映が困難なものということで、三つの分類をしております。

今、私が申し上げました既に盛り込まれているということの趣旨の意見が一番左側に○がついているご意見でございます。例えば、一番上をご覧頂きますと、「1. 駐輪場の確保」の「(1) 駐輪場の設置箇所について」ということで、収容台数が乗り入れ台数を満たしているのに放置自転車の割合が高いのは、利用者のニーズを考慮していないことが原因であるから、自転車等が放置されている箇所に駐輪場を設置するのはどうかと、そのような意見になりました。

これに対しまして、既に色々ご覧いただいておりますように、市としても、利用者としても使いたくなる駐輪場を目指しておりますので、駅により近いところ、利用者の動線を考慮した配置、そういった整備計画のつくり方をしておりますので、この意見については既に盛り込み済みという理解をさせていただいております。そういった意見が、この次のページを含めて全部で5件ございます。

次の、同じく1の(1)の2点目の商店街周辺の駐輪場の用地不足ということで、民間にも相応

の負担をしてもらいたいというものがあります。

次に、「2. 放置自転車等の撤去」の「(1) 放置自転車等の撤去強化について」ということで、点字ブロックをふさぐ形で放置自転車があると。こういった解消をするための取り組みというのは既に盛り込んでいるということですし、それから次の「3. 利用マナーの向上」の「(1) 自転車等の放置防止について」ということで、利用マナーの向上という大きな柱の一つとして、総合計画にはこのマナー向上を位置づけておりますので、意見については盛り込み済みということを書かせていただいております。そして、「4. その他」の「(1) 自転車の歩道走行の危険性について」、これは先ほどの説明で直接総合計画にはかかわらないと申し上げましたが、歩道走行の危険性は、自転車の利用に係る問題であり、駐車マナーの啓発ということは当然取り組んでまいります。交通安全教室というような場を借りまして、一緒になって利用マナーの向上については取り組んでいきたい回答を書かせていただいております。そういうことで、これについても代表的な取り組みの中で書いておりますので、盛り込み済みという位置づけをさせていただいております。

以上5点が盛り込み済みということですので全部あります。

この資料に関しましては、総合計画の策定と同時にホームページ等で公表していくことを予定しております。手元の資料がこれから公表される予定でございます。

続きまして、(案)のない「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画」の資料をご覧ください。

A4一枚紙の参考資料も併せてご覧頂くようお願いいたします。

今回お配りさせていただいております総合計画の冊子については、現在、決裁中であり、策定にはまだ数日かかるものと思われま。

前回、第3回の協議会から変更になったところを委員の皆様にご説明させていただきます。

(参考資料)をご覧ください。

先ほどのパブリックコメントにおいては修正は行っていないんですが、その1番目にはその旨書かれております。

「2. 平成19年度の自転車駐車場整備、再整備に伴う修正」ということで、平成19年度策定作業中、やはり駐輪場の整備は同時進行で進めておりましたので、その整備の中で、先ほど議題2のほうで申し上げました放置禁止区域の拡大の前倒し、これに伴って総合計画の図面に表示している放置禁止区域が指定済みが変わっているところがございます。それがそちらの2の①「新検見川駅周辺」から⑤「栄町駅周辺」まで書かれている駅周辺になります。①から④「京

成稲毛駅周辺」までは拡大しますということは議題2図面でお示ししたとおりで、⑤につきましては、栄町駅周辺と示しておりますが、JR千葉駅周辺として含めておりますので、それに伴って修正済みとしました。なお、栄町駅周辺の放置禁止区域については千葉駅の議題2の資料をご覧くださいと思います。

続きまして、「(2)自転車駐車場の収容台数の修正」です。

①の千葉駅東口第4自転車駐車場の整備を当初128台で予定しておりましたが、配置等の見直しによって2台分減少しました。これに伴って現行の台数が総合計画上2台減少しますが、東口第1自転車駐車場の配置の見直しを行いました結果2台分が相殺されることがわかりましたので、現況の総収容台数としての変更はありません。

次に北口第5自転車駐車場です。これは178台ということで当初盛り込んでおりましたけれども、整備の結果175台ということで、3台減少いたしました。ただし、千葉駅の北口につきましては収容台数については充足しておりますので、減じた格好で修正をかけさせていただきたいと思います。

次に②の都賀駅の第2自転車駐車場につきましては、当初810台ということで表示をしておりましたけれども、来年度の整備に伴い、調査した結果、810台ではなく522台の収容台数となることが判明しましたので、修正いたしました。ただし、都賀駅の西口につきましては、駐輪場は充足しておりますので特に支障がないものと考えております。

前回から修正したことは以上になりますが、前回整備計画をご覧頂いたときに、新設駐輪場の整備時期が具体的な年度で入っておりましたけれども、予算編成の関係などにより年度を表記することは適切ではないとして、榛澤会長と事務局で協議をさせていただいて、結果的に今お手元の資料にございますように、整備時期という表示が変わって、なおかつ代表的な取り組みで前期、中期、後期という3区分に整合をとって修正をさせていただきましたのでご報告いたします。

【榛澤会長】 ご説明どうもありがとうございました。

今、ご説明ございましたように、資料3.「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画（案）に対するパブリックコメント手続の実施結果について」の内容につきましてご説明いただきました。また、それに対する対応もしていただいたわけですが、それと同時に、先ほど議案のところで、放置区域の指定と、それから自転車等駐車場の指定についてご了解をとっていただいたわけですので、その点も整合性をとってこの総合計画の中では直してありますということでございます。

一番大きいことは、その目標年度ですね。やはり厳しい財政上、やはり明示できなくなりましたのでということで短期、中期、長期というような感じでさせていただきました。そういうふうなことでございます。

これらについて何かご質問ございますでしょうか。

これは皆さん方からいろいろご意見を伺ってここでまとめたものでございますので、あとはこれを実施をいかに皆さん方でやっていくかということだと思うんですが、内容についてよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

事務局から何かご連絡事項ございますでしょうか。

はいどうぞ。

【土木部長】 来年度から、維持管理課の自転車対策室を自転車対策課に組織を改正しました。それは、この総合計画を推進していくために昇格をさせたものであります。今後ともご協力等をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それからもう一つ、私ごとで申し訳ありませんが、私は平成18年度、19年度の2年間、土木部長を務めさせていただき、皆さんいろいろとお世話になりましたが、この3月末日をもちまして退職をいたします。本当にいろいろありがとうございました。

新年度から、維持管理課の清水課長が私の後任になりますので、引き続きよろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

【清水課長】 まだ内示であります、これまで維持管理課長として皆様に本当に総合計画をはじめ、自転車対策に関しましてご議論いただきまして、ありがとうございました。井上部長の後任としてまたいろいろお世話になると思います。よろしくお願いいたします。

【榛澤会長】 あとはよろしゅうございますか。

以上をもちまして、会議を終わらせていただきます。ご協力、本当にどうもありがとうございました。また年度を明けましても、また皆様方のご協力を頂戴して会議を有意義なものとしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございました。

以上をもちまして、「平成19年度第4回千葉市自転車等駐車対策協議会」を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

午後 2 時 5 8 分 閉会

上記、会議録は事実と相違ないと確認し、ここに記名、押印する。

議事録署名人

会長 _____ 印

委員 _____ 印

委員 _____ 印